

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業） 憲法

**【出題趣旨】**

早期卒業生に学部段階での憲法の判例を基本的な観点から理解できているか、実際に事案を紹介し、判例の主要部分を下線部を付けて読ませることによって、適性・能力・勉強量を把握することとした。

**【採点基準】**

実際の小問1、2（各25点）では、それぞれに、最近の主要判例の一節を正確に理解していることについて13点、最近の主要判例の一節を適切に引用していることについて12点とし、小問1、2それぞれについて、判例の理解力を採点対象ならびに採点基準とすることとした。

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業） 刑法

【出題趣旨】

窃盗を教唆したところ正犯は教唆者の予想外していなかった強盗を実行したという事例を素材に、共犯における錯誤ないし共犯の過剰の取り扱い、強盗罪・強盗致傷罪の構成要件等に関する基礎知識、および具体的事例への応用力を試し、合わせて、法科大学院で学修を継続する水準の法的思考能力、文書記述能力をみる趣旨である。

【採点基準】

※（ ）内の数字は、配点（50点満点）、半角数字は、さらにそれぞれの内訳である。

第1 事案分析・論点抽出（5）

事例における主要な問題点を適切に把握して指摘していること。乙の行為およびその結果について強盗罪（刑法236条）・強盗致傷罪（同240条前段）の構成要件該当性、乙が甲の認識していた窃盗罪（同235条）ではなく強盗罪を実行した場合の処理。

第2 乙の罪責（計25）

1 住居侵入罪（3/25）

同意を得ずにA宅に入ったことについて、住居侵入罪（130条）が成立すること。

2 強盗罪・強盗致傷罪（22/25）

- ・反抗を抑圧するに足りる程度の暴行について、要件提示をした上、凶器、乙・B間の年齢・体格等具体的事実を示した上で評価すること。（5/22）
- ・財物奪取が未遂に終わっていることから、強盗未遂罪（243条）が成立すること。また、強盗が未遂である場合の強盗致傷罪の成立について適切に理解していること。（6/22）
- ・Bの負傷原因が乙の強盗罪の実行行為であり、行為と結果との間の因果関係も認められる旨が指摘されていること。（5/22）
- ・強盗致傷罪の成立に必要なとされる故意の内容が正確に理解されていること。（6/22）

第3 甲の罪責（15）

1 窃盗教唆罪（235条、61条）（10/15）

- ・教唆の意義（正犯に実行の決意を生じさせること）が正しく理解され、具体的事実を適切に評価できていること。
- ・教唆した犯罪と正犯の実行した犯罪とが異なっている場合の、教唆犯の成否・成立範囲につき、錯誤の扱い、共犯の成立範囲などについて基本的な知識を有し、具体的事実に基づいた説明がなされていること。

2 住居侵入教唆罪およびこれと窃盗罪との牽連犯（54条1項後段）関係（5/15）

第4 総合評価（5）

上記以外の加点・減点要素を考慮する。

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性

減点例：明らかな誤り、論理矛盾

以上

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨  
スカラシップ入試（早期卒業） 刑事訴訟法

**【出題趣旨】**

在宅被疑者の任意取調べの適法性（判断基準，結論），及び，それによって得られた軸調書の証拠能力（判断基準，結論）を問う問題である。

任意取調べについては，強制にわたることも，任意捜査の限界を超えることも許されない。本問では，特に，それが強制（特に実質逮捕）に至っているのではないかを論じてほしい。次に，強制的な取調べは違法であるところ，そのような取調べによって得られた自白の証拠能力について，自白法則や排除法則に即して論じてほしい。

**【採点基準】**

- ・在宅被疑者の任意取調べについての法的規制の理解ができているか。
- ・本問の取調べが，特に，強制（特に実質逮捕）に至っているのではないかが理解できているか。
- ・違法な取調べによって得られた自白の証拠能力に関する法的規制の理解ができているか。
- ・自白法則や排除法則についての理解ができているか。
- ・以上の論点について，問題となる事実を抽出・評価しながら論ずることができているか。